

6

歯科衛生士^{*1}高阪 利美^{*2}

1. 過去 20 年間の歯科衛生士数の推移

就業している歯科衛生士は、令和 2 年（2020 年末現在）、142,760 人であり、20 年前の平成 10 年（1998 年）61,331 人と比べて 2.3 倍以上に増加している（図 1）。

また、毎年実施される国家試験の受験者数については、平成 28 年（2016 年）より毎年 7,000 人を超える受験者数であり、合格者数は 7,000 人を超える数となった。一方、歯科衛生士名簿登録状況（歯科医療振興財団調査）においては、289,549 人（令和元年 5 月末）であり、約 5 割が就業していないことがわかる。これは女性が多い職種であり、結婚・出産を理由とした離職が多く、歯科医療現場では勤務時間が長く拘束されることや、離職後復帰したくてもブランクが長いと業務に自信がない。また、歯科医師と歯科衛生士業務の考え方の相違により、やり甲斐のある歯科衛生士業務ができない、など種々の理由から職を離れる歯科衛生士も多く、歯科衛生士不足が問題となっている。

2. 歯科衛生士の就業場所と年齢の推移

現在の歯科衛生士就業場所は、「診療所」が最も多く 129,758 人（90.9%）である。次いで「病院」7,029 人（4.9%）で、臨床に勤務しているものが多い。20 年前の平成 10 年（1998 年）と比較すると、特に、介護老人保健施設での就業者数は 90 倍に増加しており、超高齢化社会となった環境変化が表れている（表 1）。

3. 年齢階級別の割合

年齢階級別では、「30～34 歳」で、1.7% 減少し、「50 歳以上」が 2.3% 増加した。「30～34 歳」で減少したのは、結婚・出産年齢の上昇による影響が大きいと思われる。変化しているのは、50 歳代以降の年齢であり、20 年前の平成 10 年（1998 年）では就業者が 2,375 人であったのが、現在では 50 歳～65 歳以上の就業者が 33,746 人と 14.2 倍以上の就業者が増えていることがわかる（図 2）。

4. 近年の歯科衛生士の就業背景

これらのことに加え、近年、高齢化社会の進展に伴い、医療機関を受診する患者が増加していること、さらに、介護や在宅などで歯科医療サービスを受けたい患者の増加傾向にあることなどから、在宅医療や高齢者施設などで、歯科衛生士の資格を生かした就業者がいることを表しているのではないかと考えられる。また、歯科診療所での歯科医療サービスにおいても歯科衛生士に求められている業務内容は、「歯・口の健康」「歯・口腔の定期健診から全身の健康維持・増進」などの方向に向かっていると考えている。

多くの国民は、「歯・口の治療」を中心とした治療のみならず、予防活動を通して、健康を維持・増進するために、歯・口の健康も考えるようになってきた。その現れとして、歯科診療所に勤務する歯科衛生士の業務は、歯周病予防や歯蝕予防を中心とした、口腔衛生管理を行うことが主な業務内容となっている。

また、近年では、がんや糖尿病などの患者を対象とした周術期口腔ケアができる臨床勤務の歯科衛生士の、術前・術後に行う口腔ケア業務が重要視されており、多くの疾病患者の肺炎併

*1 Dental Hygienist

*2 Toshimi Kosaka 日本歯科衛生教育学会理事長、愛知学院大学短期大学部歯科衛生学科

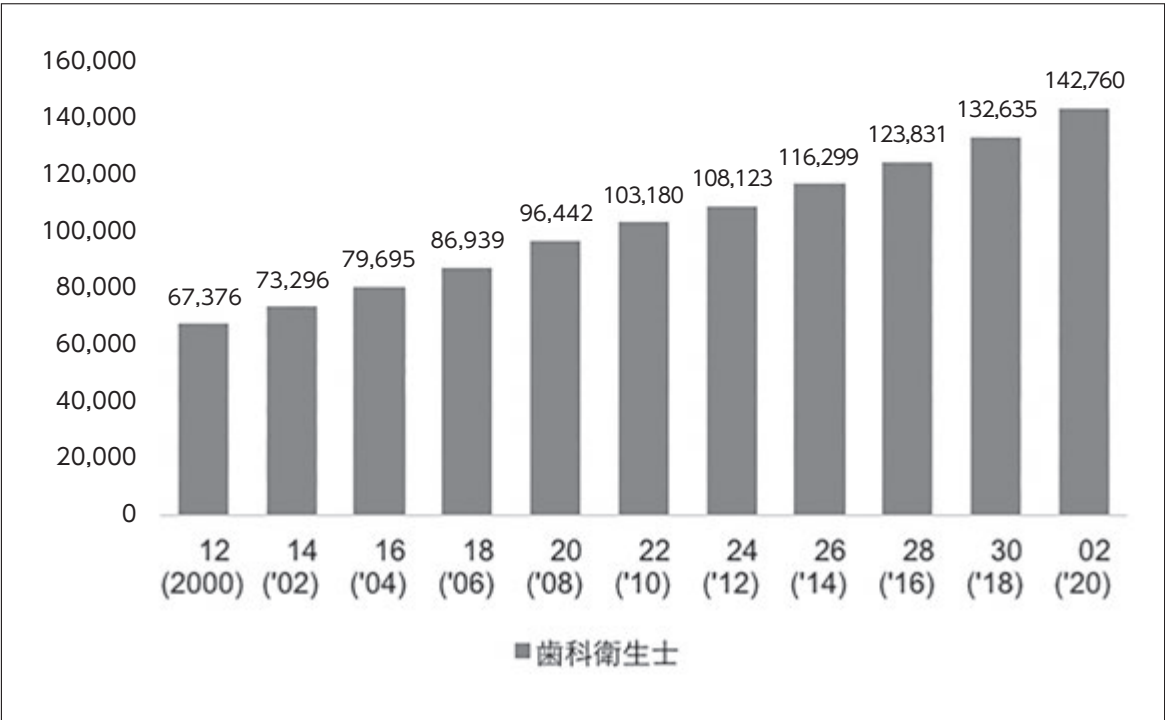


図 1 歯科衛生士就業者数

表 1 歯科衛生士就業場所の推移

	総数	保健所	市町村	病院	診療所	介護老人 保健施設	事業所	歯科衛生 士学校又 は養成所	その他
平成 10年	61,331	593	1,427	3,575	54,497	14	235	587	403
令和 2年	142,760	671	2,060	7,029	129,758	1,258	301	1,006	607

表 2 歯科衛生士教育機関と入学定員の推移

	総数		文部科学省所管			厚生労働省所管	
			4年制	3年制	入学定員	3年制	入学定員
	施設数	入学定員	施設数	施設数		施設数	
2012 (平成24)年	151	8,066	8	18	1,507	134	6,559
2014 (平成26)年	156	8,426	8	20	1,572	139	6,854
2016 (平成28)年	161	8,948	9	20	1,652	132	7,296
2020 (令和2)年	175	9,667	12	21	1,887	142	7,780

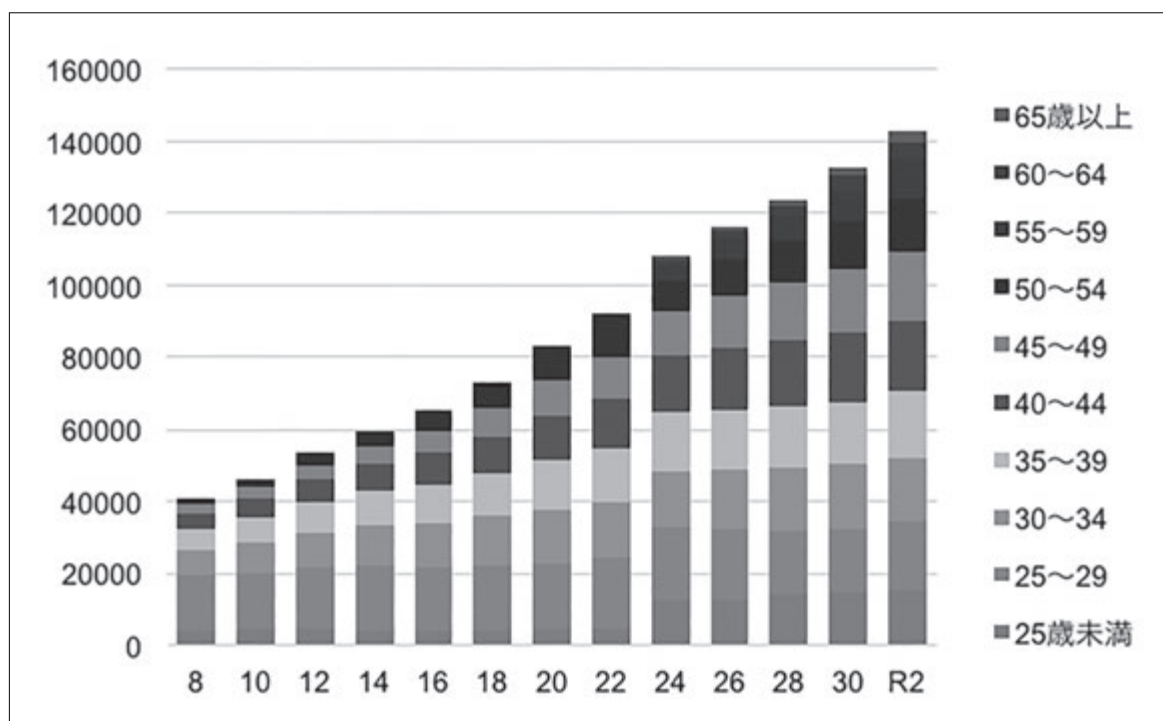


図2 年齢階層別にみた就業歯科衛生士数

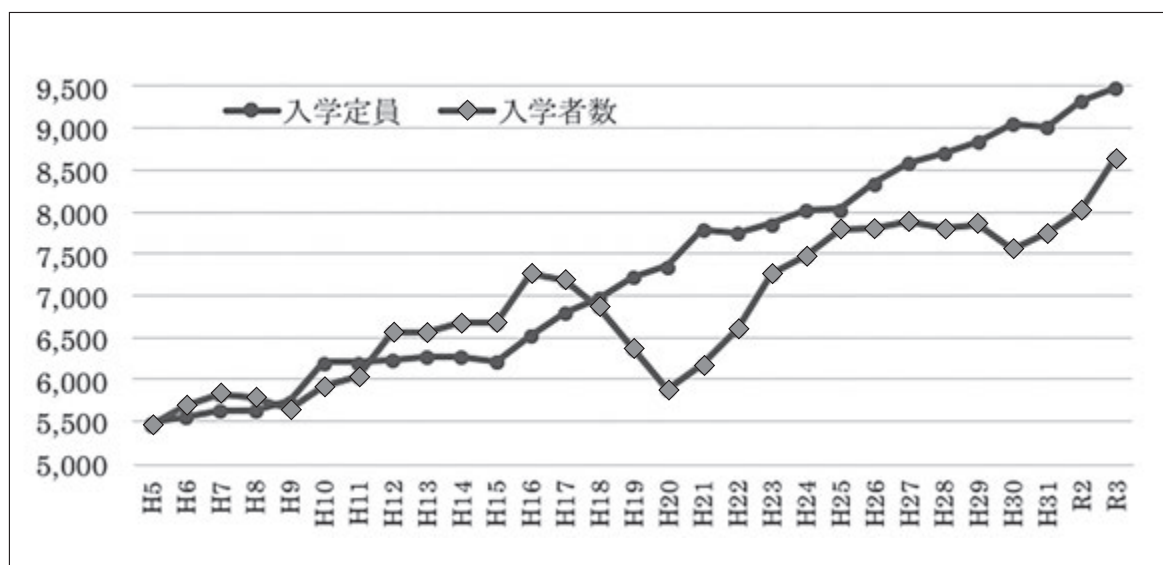


図3 歯科衛生士養成所の入学定員と入学者数の推移 (平成5年～令和3年)

発を予防、重篤化の予防に貢献している。このように歯科医療だけでなく、医療全体を支える重要な職種として、歯科衛生士の就業を多く求められているのではないと思われる。歯科衛生士教育者として、今後活躍できるよい人材を送り出すことと、離職しないよう支援すること

が早急に求められているものと考えている。

5. 歯科衛生士教育

(1) 概要

歯科衛生士の養成は、全国の179校で行われている(令和2年5月現在)。内訳は、大学13校、

短期大学 16 校、専門学校 150 校であり、入学定員総数は 9,667 人である（表 2）。平成 22 年（2010 年）より、歯科衛生士学校養成所指定規則が変更となり、以降 3 年以上の修業年限となった。平成 24 年（2012 年）3 月に実施された第 21 回歯科衛生士国家試験の合格者以降の歯科衛生士の資格取得者は、全員 3 年以上の教育修了者となっており、63,440 人（令和 3 年現在）が 3 年以上教育を受けた有資格者となっている。

全国歯科衛生士教育協議会の調査（加盟校 173 校：令和 3 年 4 月調査）によると、全国の入学定員は 9,482 人、入学者数は 8,651 人と過去最高数となった（図 3）。また、入学定員に対する入学者数の割合（入学定員充足率）は、平成 28 年度以降 80% 台であったが、令和 3 年は 91.2% と回復をしている。

(2) 入学定員と入学志願者の推移

全国の入学定員に対する志願者倍率は、平成 26 年度から減少傾向となり、近年は 1.1 倍程度の横ばいを示していたが、令和 3 年度では 1.22 倍とやや増加した。また、志願者数が定員に満たない養成校は 35.5% で昨年より減少した結果となった。これらのことから、令和 2 年（2020 年）より世界を震撼させるコロナ禍の世の中となり、就業不安から資格取得を求めていることも一因しているのではないと思われる。

(3) 歯科衛生士教育の変化

平成 26 年 6 月 25 日（2014 年）に公布された「地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律」（平成 26 年法律第 83 号）により、医療職の確保と

相互連携が重要視され、平成 27 年 4 月 1 日（2015 年）から施行された改正歯科衛生士法のもとでは、歯科衛生士養成所の指定・監督権限が厚生労働大臣から都道府県知事に移譲され、新たに「歯科衛生士養成所指導ガイドライン」が定められ、保健・医療・福祉の分野は大きな変革期を迎えている。歯科保健医療に関する国民のニーズが多様化する中で、良質な歯科保健医療サービスを提供していくためには、歯科衛生士数を充足し、資質の向上を図ることが極めて重要である。今後は、このガイドラインの内容を整理・改訂することとなっている。

そこで、全国の歯科衛生士養成校の 9 割以上が加盟している、全国歯科衛生士教育協議会では、平成 24 年 3 月（2012 年）に「歯科衛生士教育コア・カリキュラム—教育内容ガイドライン—」を作成した。さらに「平成 29 年版 歯科衛生士国家試験出題基準」が新たに作成されたのを受け、平成 30 年（2018 年）には「歯科衛生士教育コア・カリキュラム—教育内容ガイドライン— 2018 年改訂版」として、老化や加齢及び口腔機能に関する項目が増加され、「災害時の歯科保健」「国際歯科保健」など社会のニーズに合わせた項目を新設している。さらに、「令和 4 年版 歯科衛生士国家試験出題基準」が作成されたことにより、順次コア・カリキュラムの改訂を図ることとなる。

歯科衛生士教育は、歯科医学教育の口腔保健に関する専門技能を深めた教育の充実を図っており、特に、歯科医学教育と区別する固有の特性として、介護や歯科衛生過程の知識や技能など、保健・医療・福祉における分野の教育を、今後さらに充実を図ることとしている。